

本要望に 対応する 縮減案	—	
合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図るに包含
	政策の達成目標	東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域内における防災集団移転促進事業等の実施。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）
	同上の期間中の達成目標	東日本大震災復興特別区域法第 4 条第 1 項に規定する特定被災区域内において計画された防災集団移転促進事業等の実施。
政策目標の達成状況	各地方公共団体において計画された防災集団移転促進事業における移転先の用地取得については 97%超が完了している一方、一部の地方公共団体において計画変更等の必要性が生じたことに伴い、数パーセントの用地取得が未完了となっており、本特例措置の適用期限である平成 28 年 3 月 31 日までの間にすべての事業を完了させることは難しい状況となっている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	各地方公共団体から報告された推計値は以下のとおり。 <個人> 平成 28 年 適用件数：28 件 特別控除額：257 百万円 平成 29 年 適用件数：3 件（以上） 特別控除額：67 百万円（以上） 平成 30 年 適用件数：2 件（以上） 特別控除額：11 百万円（以上） <法人> 平成 28 年度 適用件数：1 件 特別控除額：1.3 百万円 なお、上記適用者数は、要望調書作成時点において防災集団移転事業等の実施計画を策定済みである地方公共団体における推計値であり、実施計画未策定の地方公共団体分については、移転先の用地等が決定しておらず、地権者数が不明であることから含まれていない。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地権者による土地の譲渡が促進され、移転事業が円滑に実施されることにより、被災者の住居の確保が早期に図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成 28 年 3 月 31 日までの間に復興事業等の用に供するため地方公共団体等へ買い取られる場合における土地等の譲渡所得の 2,000 万円の特別控除（震災特例法 11 の 5②、措法 34 等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	移転事業等の実施に際し地権者の土地の譲渡を促進するための措置であり、対象としての確である。 また、法定の手続を経る復興交付金事業計画に位置づけられた事業に限定することで、公益性を担保するものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><個人> H25 適用件数：818件 特別控除額：4,095百万円 H26 適用件数：562件 特別控除額：2,137百万円</p> <p><法人> H25 適用件数：15件 特別控除額：57百万円 H26 適用件数：18件 特別控除額：92百万円</p> <p>※ 各地方公共団体からの報告に基づく実績値</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例 道府県民税：2,077,832千円 事業税：5,630,491千円 市町村民税：5,111,465千円 地方法人特別税：6,404,934千円 合計：19,224,722千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置が新設された当時、津波に強い住宅確保や拠点市街地の形成が緊急の課題とされ、停滞していた被災者のための大量の住宅団地に係る土地の取得を短期間で実施することが求められていたが、3年の適用期間内において、やむを得ない一部の地域を除き、津波被災地域の存する市町村において計画されていた防災集団移転促進事業等を概ね完了する見込み。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>津波被災地域を含む市町村で予定している防災集団移転促進事業等の事業の実施。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成27年5月末時点における取得計画面積：846.3ha 平成27年5月末時点における取得済み面積：824.2ha（97.4%）</p> <p>※ 各地方公共団体からの報告に基づく実績値</p> <p>なお、一部の地方公共団体において計画変更等の必要性が生じたことに伴い、本特例の適用期限である平成28年3月31日までの間にすべての事業を完了させることは難しい状況となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年4月1日 創設</p>